

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（案）

制定 令和４年４月 １日付け３輸国第５１０８号
農林水産事務次官依命通知

改正 令和５年３月３０日付け４輸国第５９９８号

改正 令和６年●月●●日付け●輸国第●●●●号

（趣旨）

第１ 本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

（通則）

第２ 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１２年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成１２年農林水産省告示第８９９号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１２年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成１２年農林水産省告示第９００号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１８年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成１８年農林水産省告示第８８１号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第３ 補助金は、補助事業者が別表１の事業内容の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助するものとする。

（事業の内容）

第４ 本事業において実施する事業の区分及び内容並びに補助事業者は、別表１に掲げるとおりとする。

（事業の採択）

第５ 事業の採択基準については、輸出・国際局長、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）又は水産庁長官（以下「輸出・国際局長等」という。）が別に定める。

（事業実施計画の提出）

第６ 補助事業者は、補助金の交付申請より前に、輸出・国際局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表２の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる者（以下「事業実施計画調整者」という。）に提出しなければならない。

２ 事業実施計画調整者は、その内容を調整することができる。

３ 事業実施計画の変更（輸出・国際局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、第１項に準じて行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(流用の禁止)

第8 別表1の区分の欄に掲げる事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を、別表2の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、事業実施計画調整者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第11 交付決定者は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第13 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。第2項及び第3項において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に遅滞なく届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入

札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第14 補助事業者は、第11第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第18 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在（補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあっては、当該期日。）において別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日（補助事業ごとに別に期日を定めた場合にあっては、その翌月の末日。）までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、水産庁にあっては水産庁長官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第15第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。ただし、別表1の区分の欄の1の(1)のアの事業における実績報告書の提出期限は、交付規則第6条第1項ただし書の規定に基づき、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を作成し、交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第21 交付決定者は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 交付決定者は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱い)

第22 交付決定者は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額(以下「海外付加価値税」という。)について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合

は、第20第1項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第20第4項に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

第23 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第24 交付決定者は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じ、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第25 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第26 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（収益納付）

- 第27 補助事業者は、補助事業を実施することにより相当の収益が生じたときは、輸出・国際局長等が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があった場合、その他補助事業者は前項により報告すべき相当の収益を生じたものと輸出・国際局長等が認定したときは、輸出・国際局長等が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）

- 第28 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第29に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第29 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（交付決定額の下限）

- 第30 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付決定者が特に必要と認めるもの又は交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第31 補助事業者は、第9第1項の規定による交付の申請、第12の規定による申請の取下げ、第15第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第17第1項の規定による事業遅延の届出、第18の規定による状況報告、第19の規定による概算払請求、第20第1項の規定による実績報告、第20第2項の規定による年度終了実績報告、第20第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第26第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と補助金の交付を受けようとする者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子

情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合であつて、電子情報処理組織が様式を提供するときは、本要綱の様式の定めにかかわらず、当該電子情報処理組織により提供する様式によるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 4 補助事業者が第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により交付申請等を行う場合は、当該電子情報処理組織のサービス提供者が別に定める当該電子情報処理組織の利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第32 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第15から第18まで、第20、第22から第25まで、第27及び第28並びに第30の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 6 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、

取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

- 8 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第33 補助事業者は、本事業の実施状況等について、輸出・国際局長等が別に定めるところにより、事業実施状況報告書を作成し、事業実施計画調整者に報告するものとする。

(指導等)

第34 事業実施計画調整者は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第35 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、輸出・国際局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）は廃止する。
- 3 2による廃止前の交付要綱及び実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和●年●月●日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 4、第 7、第 8 及び第 16 関係）

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
農林水産物・食品輸出促進対策事業						補助事業に要する経費の 30% を超える増減
1 農林水産物・食品の輸出対策						
(1) マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業						
ア 戦略的輸出拡大サポート事業		独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）が本要綱に基づいて実施する事業に要する 1 及び 2（1）の経費並びにジェトロが本要綱に基づいて公募・選定した事業者に対して補助する場合における当該補助に要する 2（2）及び 2（3）の経費	1 独立行政法人日本貿易振興機構		経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相互間における経費の増減	
	1 戦略的輸出拡大サポート支援事業	1 戦略的輸出拡大サポート支援事業に係る経費		定 額	経費の欄に掲げる（1）から（7）までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30% を超える増減	
	（1）事業者サポート体制の強化	（1）事業者サポート体制の強化に係る経費				
	ア 海外マーケットセミナー、商談スキルセミナー及び品目別セミナーの開催 日本産農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出に関心	ア 海外マーケットセミナー、商談スキルセミナー及び品目別セミナーの開催に係る経費				海外マーケットセミナー、商談スキルセミナー及び品目別セミナーの開催箇

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	のある農林漁業者等に対して、現地事情や制度を紹介するための海外マーケットセミナー、商談スキルの向上を目的とした商談スキルセミナー、品目別に輸出事例や課題、有望市場や規制・制度等について紹介する品目別セミナーを開催する。 イ 輸出プロモーター及び国内コーディネーターの設置 輸出産地におけるマーケットインの発想に基づく生産や具体的な販路開拓への取組を支援するため、輸出プロモーター及び国内コーディネーターを設置する。輸出プロモーターは、農林水産物等の輸出に大きな可能性を有する事業者を全国から発掘し、当該事業者に対して、伴走型のサポートを行い、有望な輸出事業者として育成する。 また、国内コーディネーターは、ジェトロの活動について、全国各地の関係機関への情報提供を行うことで、事業への理解促進や連携・協力関係の構築を図る。 ウ 海外コーディネーターの設置 マーケットインの発想に基づく農林水産物等の輸出を加速させるため、現地情報に精通した海外コーディネーターを設置し、現地で受容性の高い商品の提案、現地バイヤーの発掘及びプッシュ型のマッチング支援等を実施する。 エ 課題別専門家の設置	イ 輸出プロモーター及び国内コーディネーターの設置に係る経費 ウ 海外コーディネーターの設置に係る経費 エ 課題別専門家の設置に係る経費				所数又は開催回数の減少 輸出プロモーター及び国内コーディネーターの設置人数の減少 海外コーディネーターの設置国・地域の変更又は設置人数の減少 課題別専門家

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	農林水産物等の輸出に当たり障壁となりうる、ハラルやコーシャなどの宗教に起因する課題、国・地域ごとに異なる規制等にきめ細かく対応するため、課題別専門家を設置する。 オ ビジネス関係者等への戦略的マーケティングの実施 有望市場をはじめとした戦略的に輸出拡大が強く期待される市場の開拓に向けて、農林水産物等をビジネス関係者（輸出先国の政府要人等を含む。）にPRすることを目的とした戦略的マーケティングを実施する。 カ 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化 農林水産物等の輸出に係る海外の制度情報、商流・コスト構造等についての調査を実施し、事業者にとって必要な情報の提供や課題の解決に向けた助言等を行うワンストップステーションとしての体制を構築する。 （２）海外見本市への出展及び商談会の開催 ア 海外見本市への出展 海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む事業者等の商流構築を図るため、海外で開催される有望な海外見本市へジャパンパビリオンを出展する。 イ 国内商談会の開催 海外への新たな販路開拓・販路拡	費 オ ビジネス関係者等への戦略的マーケティングの実施に係る経費 カ 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化に係る経費 （２）海外見本市への出展及び商談会の開催に係る経費 ア 海外見本市への出展に係る経費 イ 国内商談会の開催に係る経費				の設置人数の減少 調査テーマの変更（調査テーマの追加を除く。） 出展見本市の変更（追加出展を除く。）又は出展回数の減少 商談会の開催箇所又は開催回

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	大に取り組む事業者等と有望なバイヤー等との商流構築を図るため、日本国内にバイヤーやディストリビューター等を招へいし、商談会を開催する。 ウ 海外商談会の開催 海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む事業者等と有力なバイヤー等との商流構築を図るため、海外においてバイヤーやディストリビューター等との商談会を開催する。 (3) サンプル展示ショールームの設置等 ジェトロの海外事務所等に農林水産物・食品サンプルを展示するショールームを設置し、試食会等のイベントやバイヤー招へい等を実施し、随時オンライン商談につなげる。 (4) 海外現地の商流へのアプローチの強化 国内事業者と海外現地の卸業者、小売店、レストラン等との商談機会の組成の取組を通じ、現地商流の拡大及び新規商流の構築につなげる。 (5) 品目団体等と連携したマーケティング戦略の策定、戦略的プロモーションの実行、成果検証等 日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）において、農林水産省と協議の上で決定した輸出重点品目及びその組み合わせに関し、品目団体等と連携を図った上で、PDCAサイクルを実行しながら、	ウ 海外商談会の開催に係る経費 (3) サンプル展示ショールームの設置等に係る経費 (4) 海外現地の商流へのアプローチの強化に係る経費 (5) 品目団体等と連携したマーケティング戦略の策定、戦略的プロモーションの実行、成果検証等に係る経費				数の減少 商談会の開催国・地域の変更（開催国・地域の追加を除く。）又は開催回数の減少 サンプル展示ショールームの設置箇所数の減少 事業実施回数の減少 輸出拡大を重点的に目指す品目及び国・地域の変更（増加は除く。）又は減少

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	戦略的プロモーション等に係る取組を実施する。また、現地施策の計画・実行を行うべく、タスクフォースを活用した取組を行う。 (6) 輸出に取り組む事業者への支援等 J F O O D O がマーケティングに係る取組を実施する国・地域に専門家を配置し、ジェットロと連携しながら、各事業者の関心を海外のマーケットに向けさせるとともに、各事業者が J F O O D O の取組と連携して独自の販売促進活動等が行えるようにするための支援を行う。 (7) 日本食・食文化の発信 各国・地域の富裕層を始めとする現地消費者に対し、日本食・食文化の魅力を現地の受容度に応じて発信し、農林水産物等の理解深化を図る活動等を継続的に推進するため、食文化ポータルサイトを活用した情報発信や、日本食・食文化の魅力発信に係るプロモーションの実施、輸出とインバウンド観光を相乗的に拡大するための取組の支援等を行う。 2 分野・テーマ別海外販路開拓対策事業 (1) 事業実施者の公募等 (2) の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、事業実施者の公募、採択等を実施する。 (2) 事業実施者が行う分野・テーマ別の P	(6) 輸出に取り組む事業者への支援等に係る経費 (7) 日本食・食文化の発信に係る経費 2 分野・テーマ別海外販路開拓対策事業に係る経費 (1) 事業実施者の公募等に係る経費 (2) 事業実施者が行う分野・テーマ別				海外に設置する専門家の設置場所の変更又は人数の減少 事業の追加、中止又は廃止
				定 額	1 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における30%を超える増減	
				定 額	2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経	

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
イ 品目団体輸出 力強化 支援事 業	R活動・販売促進活動事業 新市場の獲得を含め、輸出拡大が期待される新規性や先進性を重視した分野・テーマについて、事業実施者が行う分野・テーマ別の品目又は産地を横断して実施するPR活動や分野・テーマ別の販売促進活動について支援する。 なお、本支援は、輸出重点品目以外の品目を対象とする。 輸出促進法により認定された品目団体等が戦略的に取り組む、オールジャパンでの業界共通課題の解決や販路拡大等を支援し、業界全体の輸出力強化を促進することで、農林水産物等の輸出を拡大するため、以下の1から10までの取組を支援する。	のPR活動事業に係る経費 (3) 事業実施者が行う分野・テーマ別の販売促進活動事業に係る経費	2 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	1/2 以内	費の増減	1 事業目的の変更 2 経費の欄に掲げる1から10までの中から選択して行う取組の追加又は削除
	1 輸出ターゲット国・地域の市場・規制等調査 輸出拡大に向け重点的に取り組む国・地域（以下この区分において「輸出ターゲット国・地域」という。）の市場動向や当該国・地域への輸出に係る規制等の調査	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 輸出ターゲット国・地域の市場・規制等調査に係る経費		定 額	補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	
	2 海外等におけるジャパンプランドの確立 海外における農林水産物等の認知度向上やブランド力向上に向けたオールジャパンで行うプロモーション、ロゴ等の作成、商標等取得、偽装防止対策、調査等 3 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等 輸出拡大に向けた業界共通課題の解決に必要な調査・実証・研究、検討会・勉強会の開催、相談対応等	2 海外等におけるジャパンプランドの確立に係る経費 3 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等に係る経費		定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	4 海外等における販路開拓活動 輸出ターゲット国・地域等を対象にした専門家等の配置、販売・宣伝実証、プロモーション、見本市等への出展、展示会の企画・実施、バイヤー招へい、商談会・セミナーの開催等	4 海外等における販路開拓活動に係る経費		定 額		
	5 相手国ニーズへの対応に必要な業界統一規格等の策定・普及等	5 相手国ニーズへの対応に必要な業界統一規格等の策定・普及等に係る次の経費				
	(1) 業界統一規格等の策定・普及 業界統一規格やマニュアル等の策定・普及に向けた検討会・研修会の開催、調査、実証、専門家による指導等	(1) 業界統一規格等の策定・普及に係る経費		定 額		
	(2) 業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援 補助事業者が策定した業界統一規格やマニュアル等を、団体構成員が遵守するために取得する認証等に係る費用の支援	(2) 業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援に係る経費		1/2 以内		
	6 国内事業者の水平連携に向けた体制整備 産地間連携に向けた検討会等の開催、情報収集、データベースの構築等	6 国内事業者の水平連携に向けた体制整備に係る経費		定 額		
	7 輸出手続や商談等の専門家による支援 団体構成員等に対して、所管品目の輸出に係る手続きや商談等の助言・支援を行う専門家等による相談窓口の設置等	7 輸出手続や商談等の専門家による支援に係る経費		定 額		
	8 新規輸出先国・地域開拓に向けた調査及び輸送試験	8 新規輸出先国・地域開拓に向けた調査及び輸送試験に係る経費		定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
ウ 輸出に取り組む優良事業者表彰事業	新たに輸出拡大が見込まれる輸出先国・地域に関する調査、検討会・研修会の開催、輸送・通関等の実証等					
	9 任意のチェックオフ制度の導入に向けた体制整備・運用 任意のチェックオフ制度の導入に当たって必要な調査、検討会の開催、任意のチェックオフ制度の運用（資金の徴収・管理等）等	9 任意のチェックオフ制度の導入に向けた体制整備・運用に係る経費		定 額		
	10 ジェトロ又はJFOODOとの連携強化推進 ジェトロ又はJFOODOと連携して行う1から9までの取組	10 ジェトロ又はJFOODOとの連携強化推進に係る経費		定 額 （事業内容の欄に掲げる5（2）の取組は1/2以内）		
エ 日本食・食文化の魅力発信による日本産	海外における日本食・食文化の一層の理解深化と農林水産物等の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起に向けて、優れた輸出事業者の選出及び表彰を行う。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 選賞審査委員会開催に係る経費 2 表彰式典開催に係る経費 3 報告書作成に係る経費	3 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	1 日本食・食文化普及の人材育成支援事業	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費	4 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	定 額	経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	事業目的の変更

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
品海外 需要拡 大事業	(1) 日本食・食文化普及人材育成支援事業 海外において日本食・食文化及び日本製品の魅力発信のための先導的役割を担う人材又は我が国の食関連事業者等が海外展開する際に現地でパートナーとなり得る人材を育成するため、我が国の日本料理店等において、海外の外国人日本食料理人を招へいし、日本料理に関する知識や調理技能等の向上を目的とした研修等を行う。	1 日本食・食文化普及人材育成支援事業に係る経費 (1) 研修生選考に係る経費 (2) 研修実施等に係る経費 (3) 研修報告会開催に係る経費 (4) 研修効果発現促進検討会開催に係る経費 (5) 報告書作成に係る経費			経費の欄に掲げる(1)から(5)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	(2) 日本料理の調理技能認定推進支援事業 海外において日本食・食文化及び日本製品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人のうち日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を認定する制度の適正な運用・管理並びに本制度の効果の拡大を図るための取組を行う。	2 日本料理の調理技能認定推進支援事業に係る経費 (1) 日本料理の調理技能認定制度の運用・管理等に係る経費 (2) 日本料理の調理技能認定制度の講習会・PR実施に係る経費 (3) 報告書作成に係る経費			経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	(3) 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業 海外において日本食・食文化及び日本製品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、外国人日本食料理人を対象とする日本料理コンテストや人材育成の取組を行う。	3 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業に係る経費 (1) 日本料理コンテスト出場者選考に係る経費 (2) 日本料理コンテスト実施等に係る経費 (3) 人材育成の取組実施に係る経費 (4) 報告書作成に係る経費			経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(2) 輸出環境整備推進事業	(4) 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業 海外において日本食・食文化及び日本産品を適切に普及できる外国人日本食料理人の育成を図るため、海外の料理学校等における日本食講座開設・講師派遣を行う。 2 日本食・食文化の発信拠点拡大事業 日本産品の海外需要を拡大し、輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を日本産食材サポーター店として認定する制度の適正な運用・管理及び本制度の効果の拡大を図るための取組を行う	4 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業に係る経費 (1) 日本食講座開設・講師派遣実施に係る経費 (2) 報告書作成に係る経費 ジェトロが本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 日本産食材サポーター店認定制度の運用・管理、日本産食材サポーター店実態調査等に係る経費 2 日本産食材サポーター店認定制度のPR実施に係る経費 3 報告書作成に係る経費	5 独立行政法人日本貿易振興機構	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	ア 畜水産モニタリング検査支援事業	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 畜産物モニタリング検査に係る経費 2 水産物モニタリング検査に係る経費	6 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	定 額 定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間における経費の増減	事業目的の変更

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
イ 自治体 や民間 検査機 関等による証明 書発給等の体制 強化支援 事業	に必要な取組を支援する。					
	3 生産海域モニタリング検査支援 輸出先国が要求する二枚貝等生産海域 でのプランクトン検査、貝毒検査等に必要 な取組を支援する。	3 生産海域モニタリング検査に係る 経費		定 額		
	1 輸出に必要な証明書発行、施設認定等 の迅速化のため、これらを担う自治体、民 間検査機関等の体制強化や能力向上、検 査機器の導入等を支援する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施 する事業に要する1の経費及び補助事 業者が本要綱に基づいて公募・選定し た事業実施者への補助に要する2及び 3の経費	7 輸出・国 際局長が別 に定める者 から公募に より選定さ れた団体	定 額	経費の欄に掲げ る1から2又は3 への経費の相互間 における経費の増 減	事業目的の変 更
	2 補助事業者は、1の事業について、事業 実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、 事業の進捗管理等を行う。	1 2及び3の事業実施者の公募、選 考、採択、補助金の交付、事業の進捗 管理等に係る経費 2 体制強化や能力向上支援に係る経 費 3 検査機器の導入等に係る経費		定 額		
ウ 輸出先 国規制 対応支 援事業				1/2 以内		
	1 輸出先国の規制等への対応 日本産の農林水産物・食品の輸出を促 進するため、輸出先国・地域（以下この区 分において「輸出先国」という。）が求め る輸入条件への対応や、輸出手続きを円 滑に進めるために必要となる取組を支援 する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施 する事業に要する次の経費	8 輸出・国 際局長が別 に定める者 から公募に より選定さ れた団体		経費の欄に掲げ る1から5までの 経費の相互間にお ける経費の増減	事業目的の変 更
	(1) 国際的に通用する認証等の新規取得	1 国際的に通用する認証等の新規取得		1/2		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	食品安全等に係る国際的に通用する認証（ISO22000等）、輸出先国が求める検疫等の条件への新たな対応（食肉処理施設認定、ハラール認証、試験所認定等）、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証（有機JAS認証等）の新規取得への取組（継続・更新を除く。）を行うために必要な経費を支援する。 （２）輸入条件に適合する施設の認定等の取得 ア 登録認定機関による施設認定等支援 登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に定める登録認定機関をいう。）において、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設の認証又は認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかの確認等を行うために必要な経費を支援する。 イ 専門家による現地指導 専門的知見を有する機関において、食品の生産、製造、加工、保管、流通等を行う施設に品質・衛生管理等の専門家を派遣し、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設としての認定や輸出に対応するために必要な認証等を取得するために必要な一般衛生管理の徹底やHACCPによる衛生管理の導入等に係る課題につ	得に係る経費 ２ 輸入条件に適合する施設の認定等の取得に係る経費 （１）登録認定機関による施設認定等支援に係る経費 （２）専門家による現地指導に係る経費		以内 1/2 以内	経費の欄に掲げる（１）及び（２）の経費の相互間における経費の増減	

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	いて、改善のための助言や技術的指導を行うために必要な経費を支援する。 (3) 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい 輸出先国検査官を招へいして行う、青果物の生産園地、選果こん包施設、食肉処理施設等の査察・確認、輸出先国検査官と我が国検査官との合同輸出検査（輸出先国への輸出が解禁された後に行うものに限る。）に必要な経費を支援する。	3 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へいに係る経費		1/2 以内 （タイ向けメロン、すいか、きゅうり及びトマト並びに令和6年度中に輸出が解禁された青果物の合同輸出検査並びにこれら合同輸出検査と併せて行われる生産園地及び選果こん包施設の査察は定額）		事業実施場所の変更

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	(4) 輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 ア 輸出先国の規制導入・改正対応支援 輸出先国が令和6年から過去3年以内に導入・改正した又は今後3年以内に導入・改正する規制に対応が求められる農林水産物・食品及び食品接触材について、輸出前の国内における検査(残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、微生物、マイコトキシン、油脂、その他汚染物質等)、ラベルの切替え(栄養表示、遺伝子組換え表示、原材料表示等)、その他規制への対応を行うために必要な経費を支援する。 イ 残留農薬等検査支援 農林水産物・食品(輸出先国への輸出が解禁されたものに限る。)について、輸出前の国内における検査(残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、微生物、マイコトキシン、油脂、その他汚染物質等)の実施が輸出先国の法令、命令、指示等により必要な場合又は輸出前に国内で当該検査を実施することで輸出先国の輸入時の検査に代えることが可能である場合における当該検査を行うために必要な経費を支援する。	4 輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等に係る経費 (1) 輸出先国の規制導入・改正対応支援に係る経費 (2) 残留農薬等検査支援に係る経費		1/2以内	経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における経費の増減	

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(3) グローバル産地づくり推進事業	ウ EUにおける食品接触材の規制等対応支援 EU（英国、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタインを含む。）における食品接触材の規制等に対応するための適合宣言書類の作成等を行うために必要な経費を支援する。 2 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援 輸出先国が求める輸入条件等についての輸出事業者の理解を深め、認定取得の加速化や新たな輸出への取組を促進するため、認定取得やHACCPの導入に必要な一般衛生管理等、輸出先国の規制への対応に関する研修の開催等の取組を支援する。	(3) EUにおける食品接触材の規制等対応支援に係る経費 5 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係る経費	9 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業目的の変更
	ア 大規模輸出産地モデル形成等支援事業 1 事業の管理・運営 補助事業者が行う本事業の管理運営、間接補助事業者の選考、採択、補助金の交付、GFP等との連携による事業のサポート、事業の進捗状況に係る意見交換等の企画運営、事業成果の調査分析、2の事業によるモデル産地の他地域への横展開等を図るための都道府県等との連携体制	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する1の経費及び補助事業者が本要綱に基づき間接補助事業者に対して補助する場合における当該補助に要する2及び3の経費 1 プロジェクトの管理・運営に係る経費		定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	の構築や成果発表会の取組を支援する。 2 大規模輸出産地モデル形成等支援 生産から現地販売までの一気通貫したサプライチェーンの確立や輸出産地の育成を通じた国内生産基盤の強化を図るため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、大規模輸出産地のモデル形成を推進する以下の（１）及び（２）の取組を支援する。 （１）地域の関係者による輸出推進体制の組織化 都道府県やＪＡ系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、生産から流通・販売に係る地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組。 （２）大規模輸出産地のモデル形成 （１）の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等、生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する大規模輸出産地のモデル形成を行う取組。 3 輸出産地形成事業計画実行等支援 海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国・地域の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するための輸出事業計画の実行、	2 大規模輸出産地モデル形成等の支援に係る次の経費 （１）地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費 （２）大規模輸出産地のモデル形成に係る経費 3 輸出産地形成事業計画の実行等に係る次の経費 （１）生産・加工等の体制構築支援に係る経費		定 額 定 額	経費の欄に掲げる（１）から（３）までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を	1 事業実施場所（産地）の変更 2 事業目的の

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
イ 品目等の課題に応じた取組支援	事業効果の検証・改善その他本事業の趣旨に資する取組を支援する。	(2) 輸出事業計画の事業効果の検証改善支援に係る経費 (3) その他輸出事業計画の実行等に係る経費			超える増減	変更
	1 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業 輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者及び食品等事業者が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から債務保証付き借入れをする場合に支払った保証料の負担を軽減するための取組を支援する。	公益財団法人食品等流通合理化促進機構が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 保証料助成に係る経費 2 管理運営に係る経費	10 公益財団法人食品等流通合理化促進機構	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
	2 日本発の水産エコラベル普及推進事業 我が国水産物の輸出環境の整備及び市場拡大のため、我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業によって生産されていることを示す国際水準の水産エコラベルについて、国内外への普及に向けた取組を支援する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 国際的に通用する規格等の改訂に向けた取組に係る経費 2 水産エコラベルの認知度向上に向けた取組に係る経費 3 水産エコラベル認証取得の促進に向けた取組に係る経費	11 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体	定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
	3 規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 (1) J F S 規格の国際標準化対応支援 日本発の食品安全マネジメント規格であり、高品質の裏付けとなる J F S 規格の国際標準としてのステータスの	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 J F S 規格の国際標準化対応支援に係る経費	12 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定める者から公募に	定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
2 地理的表示等の知的財産の保護・活用	維持・向上のため、規格の承認機関であるGFSI（世界食品安全イニシアティブ）が主催する会議等における規格等に関する情報収集やGFSIが講じる新たな承認要件に対応する規格の策定に必要な取組を支援する。		より選定された団体			
	(2) JFS規格の現地ニーズ等調査、セミナー、商談会開催等 国産食品の輸出先として有望なマーケットである東アジア・東南アジア地域において輸出機会の拡大を図り、JFS規格の認知度の向上を加速するため、現地におけるJFS規格のニーズの開拓や海外の規格との相互承認等の連携に必要な調査、国内外の食品関係事業者等に対するJFS規格に関するセミナー及びJFS規格取得事業者の製品の商談会の開催のほか、規格認証の審査等を行う認証機関・人材の育成等を支援する。	2 JFS規格の現地ニーズ等調査、セミナー、商談会開催等に係る経費		定 額		
	(3) JFS規格の認証取得に向けた人材育成研修 輸出潜在力の高い国内の中小事業者のJFS規格認証取得に向かう地ならしとして、HACCPを含めた食品衛生や食品安全マネジメントに関する知識等を事業者に着せさせるため、人材育成の研修会の開催を支援する。	3 JFS規格の認証取得に向けた人材育成研修に係る経費		定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(1) 地理的表示活用推進支援事業	次の 1 及び 3 の取組を実施するとともに、2 の取組について、1 により選定した事業実施者に対して補助を行う。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する 1 及び 3 の経費、補助事業者が本要綱に基づいて募集・選定した生産者団体に対して補助する場合における当該補助に要する 2 の経費	13 日本地理的表示協議会	定 額	経費の欄に掲げる 1 から 3 までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
	1 相談体制整備等 G I 保護制度の登録申請についての産地等への相談対応、情報提供や G I 登録団体の現状の分析等効率的な支援のほか、輸出・国際局長が別に定めるところにより、地理的表示海外保護・侵害対策の実施主体の公募・選定を行う。	1 相談体制整備等に係る経費 (1) G I 申請相談・フォローアップ体制整備に係る経費 (2) 地理的表示海外保護・侵害対策実施主体の選定等に係る経費		定 額	経費の欄に掲げる (1) から (4) までの経費の相互間における経費の増減	
	2 地理的表示海外保護・侵害対策 地理的表示海外保護・侵害対策を行う。 (1) 海外への G I 申請・登録及び商標出願・登録支援	2 地理的表示海外保護・侵害対策に係る経費 (1) 相互保護に向けて協力関係にある国への G I 申請・登録支援に係る経費 (2) (1) 以外の国への G I 申請・登録支援に係る経費 (3) 商標出願・登録支援に係る経費		1/2 以内 1/2 以内		
	(2) 海外での侵害対策支援	(4) 海外での侵害対策支援に係る経費		定 額		
	3 日本地理的表示協議会の運営等 G I 登録生産者団体の集団化等による G I 産品の輸出や国内販路拡大及び G I 産品のブランド価値向上を促進すると	3 日本地理的表示協議会の運営等に係る経費		定 額	経費の欄に掲げる (1) 及び (2) の経費の相互間における経費の増減	

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(2) 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業	もに、G I 制度・製品の認知度向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 日本地理的表示協議会の運営 (2) G I 登録生産者団体支援	(1) 日本地理的表示協議会の運営に係る経費 (2) G I 登録生産者団体支援に係る経費 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムが本要綱に基づいて実施する事業に要する1の(1)、4、5、6の(2)及び7の経費並びに植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムが本要綱に基づいて公募・選定した支援対象者に対して補助する場合における当該補助に要する1の(2)、1の(3)、2、3及び6の(1)の経費	14 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム			
	1 海外出願促進対策 次の(1)の取組を実施するとともに、(2)及び(3)の取組について、(1)により選定された支援対象者に対して補助を行う。	1 海外出願促進対策に係る経費			1 経費の欄に掲げる1の(3)、2及び3の経費とそれ以外の経費の増減 2 補助率が同一である経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
	(1) 海外で品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力強化につながる品種登録出願の公募・選定	(1) 海外への品種登録出願に係る公募・選定に係る経費		定 額		
	(2) 我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の海外への品種登録出願	(2) 我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の海外への品種登録出願に係る経費		定 額		
	(3) (2) 以外の海外への品種登録出願	(3) (2) 以外の海外への品種登録出願に係る経費		1/2 以内		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	2 海外育成者権侵害対策 海外において対応すべき育成者権侵害等の事案の公募・選定及び対応経費への支援を行う。	2 海外育成者権侵害対策に係る経費		2/3 以内		
	3 種苗資源の保護 我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜や、優良な形質を持っている親品種等の種苗資源について、地域において保存する。	3 種苗資源の保護に係る経費		1/2 以内		
	4 植物品種保護制度の運用改善 種苗業者と農業者との間で、種苗販売時において簡易な許諾契約を実施するための手法に関する実証等の取組を行う。	4 植物品種保護制度の運用改善に係る経費		定 額		
	5 東アジア地域における植物新品種保護の推進 東アジア地域において優良な品種の導入・保護を促進するため、共通の出願審査システム（e-PVP Asia）の管理・運営、東アジア地域への導入を支援する。	5 東アジア地域における植物新品種保護の推進に係る経費		定 額		
	6 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化 品種登録審査や侵害立証において遺伝子情報等を活用しつつ精度の高い審査技術を実証する取組を支援する。	6 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化に係る経費		定 額		
	(1) 品種登録制度におけるDNA判定技術の高度化	(1) 品種登録制度におけるDNA判定技術の高度化に係る経費				
	(2) 新品種の登録審査等の精度向上に向けた新技術活用実証調査	(2) 新品種の登録審査等の精度向上に向けた新技術活用実証調査に係る経費				
	(3) 輸出に重要と考えられる果樹等の品	(3) 輸出に重要と考えられる果樹等				

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(3) 農業知的財産保護・活用支援事業	目について、DNA分析を用いた品種識別技術の開発	の品目について、DNA分析を用いた品種識別技術の開発に係る経費		定 額		
	7 流通種子データベースの維持・管理 登録品種から一般品種までを含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援する。 1 農業知的財産管理支援機関の運営 農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、品種開発者から権利を受託した農業知的財産管理支援機関による一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策のほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用の取組を支援する。 2 知財マネジメントの実践に向けた人材育成 現場の栽培技術等の営業秘密、ブランド等の知的財産の戦略的な保護・活用を図るため、関係者全体の意識向上、及び関	7 流通種子データベースの維持・管理に係る経費 補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 育成者権の取得及び保護・侵害対策の支援に係る経費 2 海外における市場規模及び侵害リスクの実態把握に係る経費 3 海外機関の調査に係る経費 4 農業知的財産相談窓口の設置に係る経費 5 運営委員会の開催に係る経費 6 業務説明会の開催に係る経費 7 農業知的財産管理支援機関の管理運営に係る経費 8 農業知的財産研修等の実施に係る経費	15 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム	定 額	経費の欄に掲げる1から8までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(4) 育成者権 管理機関 支援事業	係者をサポートする農業知財専門人材の育成・確保に向けた研修等の実施を支援する。 育成者権者に代わり、育成者権等の知的財産権を保護・活用することにより、優良な品種の海外流出を防止するとともに、国内農業振興や輸出拡大実行戦略と整合する形で育成者権を活用し、その許諾料を新品種の開発に還元できる仕組みを構築するための取組を支援する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 国内育成者権管理事業に係る経費 2 海外育成者権管理事業に係る経費 3 侵害対策（国内外）事業に係る経費 4 海外リーガル調査事業に係る経費	16 育成者権 管理機関支 援事業実施 協議会	定 額		1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更

別表２（第６及び第９関係）

農林水産物・食品輸出促進対策事業に係る事業実施計画調整者及び交付決定者

補助事業者の区分		事業実施計画調整者	交付決定者
農林水産物・食品輸出促進対策事業			
１ 農林水産物・食品の輸出対策			
マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち戦略的輸出拡大サポート事業の補助事業者		輸出・国際局長	農林水産大臣
マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち品目団体輸出力強化支援事業の補助事業者		輸出・国際局長	農林水産大臣
マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち輸出に取り組む優良事業者表彰事業の補助事業者		輸出・国際局長	農林水産大臣
マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業の補助事業者			
	日本食・食文化普及の人材育成支援事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
	日本食・食文化の発信拠点拡大事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
輸出環境整備推進事業のうち畜水産モニタリング検査支援事業の補助事業者		輸出・国際局長	農林水産大臣
輸出環境整備推進事業のうち自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業の補助事業者		輸出・国際局長	農林水産大臣
輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業の補助事業者			
	輸出先国の規制等への対応（輸入条件に適合する施設の認定等の取得を除く。）		
	北海道に所在する補助事業者	北海道農政事務局長	北海道農政事務局長
	沖縄県に所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長	内閣府沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する補助事業者	地方農政局長	地方農政局長
	輸出先国の規制等への対応のうち輸入条件に適合する施設の認定等の取得	輸出・国際局長	農林水産大臣
	輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援	輸出・国際局長	農林水産大臣
グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業の補助事業者		輸出・国際局長	農林水産大臣
グローバル産地づくり推進事業のうち品目等の課題に応じた取組支援の補助事業者			
	農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
	日本発の水産エコラベル普及推進事業の補助事業者	水産庁長官	農林水産大臣

	規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業の補助事業者	大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)	農林水産大臣
2	地理的表示等の知的財産の保護・活用		
	地理的表示活用推進支援事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
	植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
	農業知的財産保護・活用支援事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
	育成者管理機関支援事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣

別記様式第 1 号（第 9 関係）

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業） 交付申請書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産物・食品輸出促進対策事業
補助金交付等要綱第 9 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的
- II 事業の内容及び計画
- III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
合 計				

（注 1） 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること（農林水産物・食品輸出促進
対策事業補助金交付等要綱の別表 1 の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる経費を記
載する。）。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

IV 補助事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

V 添付書類

- 1 補助事業者の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 補助事業者の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）

(注1) 添付書類のうち、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱第6に基づき提出された事業実施計画の添付書類として提出したものは、添付を省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 上記1・2の添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注3) 都道府県が補助事業者となる間接補助事業の場合は、上記1・2の添付書類の添付を省略することができる。この場合、都道府県が作成する実施規程を添付する。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（間接）補助事業者 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり〇〇（注1）したいので、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱第15
の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1） 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」と
する。

（注2） 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同
様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止
の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更
後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比
較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に
記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り
添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 4 号（第 17 関係）

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱第 17 の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注 1）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注 2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱第 1 8 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和〇年〇月〇日までに 完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注 1） 区分の欄には、別記様式第 1 号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- （注 2） 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

官 署 支 出 官 〇 〇 殿
（第19第1項に定める官署支出官名を記入）

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、
農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱第19の規定に基づき、概算払の請求をし
たいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	(A) 国庫補助 金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 〇月〇 日現在 の出来 高	(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額	〇月〇 日まで の予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- （注1）「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- （注2）下線部は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- （注3）補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- （注4）補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり実施したので、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱第20第1項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
合 計				

（注1） 区分の欄には、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる経費を記載する。
（注2） 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税

額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、3 経費の配分及び負担区分の「区分」欄の事業名とその経費を記載する。

6 添付書類

(注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注2) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注3) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

(注4) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

(注5) 事業の実績が、交付申請又は変更交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請又は変更交付申請の内容と同様であった。」(間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請又は変更交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。)」旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。

(注6) 軽微な変更があったときは、交付決定又は変更交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱第 2 0 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助金	(A) の うち年度 内支出済 額	概算払 受入済額	(A) の うち未支 出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
合 計							

- (注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- (注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- (注3) 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定の通知があった農林水産物・食品輸出
促進対策事業補助金について、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱第20第4項の
規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に
係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から
減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付
すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

事業実施年度			令和 年度		農林水産省所管補助金名										
事業 種類	事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業 種目	事業 主体	施設 区分	設置 場所	着工年 月 日	竣工年 月 日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承認年 月 日	処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														
合 計															

(注1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

(注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

(注3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

(注4) この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 1 1 号（第 2 9 及び第 3 2 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。